

事業復活支援金の事前確認に関するチェックシート・依頼書

日立商工会議所 FAX 0294-22-0120

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人（法人番号 _____） <input type="checkbox"/> 個人事業者等〈事業所得〉 <input type="checkbox"/> 個人事業者等〈主たる収入が雑所得・給与所得〉		
事業所名		所在地	
申請希望者名 （代表者名）		代表者生年月日 （西暦）	年 月 日
TEL		代表者携帯電話	

※個人情報 は日立商工会議所の個人情報保護方針（<http://www.hitachicci.or.jp/privacy/>）に則り管理します。収集した個人情報は本事業復活支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

商工会議所会員（会員No. _____）
 会員加入から1年以上継続している。または今後も含め1年以上継続する。

事前にネットで仮登録し申請IDを取得した。

申請ID		ID取得で登録した電話番号	
基準期間	年 月～ 年 月	対象月	年 月

売上減少の要因 ※該当する箇所に☑を付けてください。

① 需要の減少による影響

- 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少
- 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少
- コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少
- 顧客・取引先が上記5項目のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少

② 供給の制約による減少

- コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難
- 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約
- 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約

宣誓・同意事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が該当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- ・ 復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要である。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更または顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮または法人成若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさない。
- 事業を実施していないサラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。
- 「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届け出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
- 今後、事業を継続および立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続および立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業または破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。
- 復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁または事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
- 復活支援金の不正受給または無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金および2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。
- 経済産業省「事業復活支援金の詳細について」を読んで内容を理解している。
事業復活支援金の審査は事業復活支援金事務局の判断によること、日立商工会議所による事前確認事務は事業復活支援金の給付を確約するものではないことを理解している。
- 上記につき代表者が確認しました。事業復活支援金のための事前確認事務を依頼します。

記入日 2022 / /

代表者署名（自署）